

自治会・回覧

会員各位

'08.02.18

桜台自治会

会長 藤原 忠

桜台は犬・猫のトイレではありません！！

最近犬・猫の糞や鳴き声の苦情が増えています。

市原市のポイ捨て行為の防止に関する条例では、「飼い犬が排泄した糞を放置する行為を禁止」と定められており、違反した場合には、2万円以下の罰金が課されます。また、市民の責務として「屋外で飼い犬を移動・運動させる時は、糞の処理用具を持ち糞は直ちに回収し、適正に処理すること」と定められています。

動物を飼っている方は、近所に迷惑にならないように、桜台の住民が快適に過ごせるように、飼い方のマナーの厳守をお願いします。

1. 先日、中央公園の入口にバケツ一杯程度の犬の糞がばらまかれていました。防犯パトロール隊が糞を処分し、「糞禁止」の立札を4本立てました。ところが、翌日には立札の1本が折られていました。桜台は犬・猫のトイレではありません！！
2. 犬を散歩させるとき、リード線を外している人が時々見受けられます。普段は人なつっこい犬でも、危害を加えることがあります。外出時は必ずリード線を外さないで下さい。
3. 犬の散歩を子供さんに頼まれている家庭があると思います。必ず糞処理用の道具を持参するように声を掛けて下さい。
4. 犬の鳴き声の苦情も出ています。確かに犬の鳴き声は防犯に役立ちますが、過剰な泣き声は近所の迷惑です。犬の鳴き声で精神的苦痛を感じている人もいます。
5. 猫に関する苦情も多いです。飼い主は近所の迷惑にならないように、お願いします。